

令和3年10月1日 庁議決定

西原町立幼稚園の認定こども園
移行に関する基本方針
(案)

令和3年 月
西原町

[目 次]

はじめに	2
第1章 基本方針の概要	3
（1）基本方針の目的	3
（2）基本方針の位置づけ	3
（3）策定体制	3
第2章 教育・保育施設等の現状と課題	4
（1）教育・保育施設等の配置	4
（2）教育・保育施設等の状況	5
（3）町立幼稚園の状況	6
（4）町立幼稚園に対する保護者ニーズ	7
（5）町立幼稚園の課題と対応の方向性	8
第3章 認定こども園の整備に関する検討	9
（1）認定こども園とは	9
（2）認定こども園の整備に関する考え方	11
（3）町立幼稚園の認定こども園移行に関する考え方	12
第4章 基本方針	14
（1）基本方針	14
（2）具体的な整備、運営等に関する方針	14
（3）移行に関するその他の方針	15
（4）移行スケジュール	17
第5章 基本方針の推進体制	18
（1）保護者等への取組周知	18
（2）教育・保育の質の確保	18
（3）保幼小の連携体制の強化	18
（4）幼児教育アドバイザー（仮称）の配置	18
（5）施設・設備等の管理	19
（6）保育教諭等の確保施策の推進	19
（7）基本方針の見直し	19

はじめに

進行する少子高齢化社会に対し国は、希望する全ての人が安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指し、子育てと就労を両立させるための様々な施策を多角的に展開してきました。

その中でも、子ども・子育て支援の取り組みでは、保育所等の施設整備を促進し、「量の確保」による待機児童問題の解消を加速させてきましたが、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、女性活躍の推進や就労形態の多様化など、家庭・地域・子育て世代を取り巻くあらゆる環境が時代とともに変化しており、子育てニーズの複雑化・多様化という新たな課題への対応が求められてきました。

このような状況を踏まえ、子どもの育ちと子育てを社会全体で支える仕組みを総合的に推進する子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が平成27年4月に施行され、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」の実現に向け、全ての子どもたちが健やかに成長できる環境や体制の確保を図ることとなりました。

待機児童の解消が喫緊の課題である本町においても、新制度に基づき策定した「第1期西原町子ども・子育て支援事業計画」において、今後の教育・保育の量の見込みとその確保方策を示し、特に保育ニーズに対しては、集中的な施設整備による待機児童数の改善に注力してきました。

また、町立幼稚園においては、預かり保育や4歳児からの2年保育の実施、学校給食の提供など、県内でも先進的に教育・保育サービスの供給・拡充に取り組んできましたが、近年では、在園児数が逡減する中、預かり保育利用率は上昇しており、さらに、開園時間の延長や土曜日・長期休業期間の預かり保育の実施が求められるなど、幼稚園に対する更なる保育ニーズへの対応が課題となっています。

新制度では、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、全ての子どもたちに質の高い教育環境を保障するための幼保無償化が令和元年10月から実施されている一方、本町の就学前教育の中核を担う町立幼稚園においては、人員不足や施設の老朽化による教育環境の機能低下が懸念されており、早急な対策が求められています。

あわせて、認定こども園制度が改善され、地域において孤立している子育て家庭への支援や親子が集い学べる場所の提供など、地域の子ども・子育て支援の拠点としての機能強化が図られており、教育・保育施設の新たな役割として、その活用が期待されています。

多様化する子ども・子育ての環境や制度の変化に対応するため、本町では、保育の必要性和幼児教育の重要性を深く認識したうえで、町立幼稚園がこれまで担ってきた役割と抱えている課題の解決や保護者・地域の子育て支援など、時代に求められているニーズに的確かつ柔軟に対応するため、教育・保育を一体的に提供できる「認定こども園」の導入に取り組むこととし、そのための基本的な考え方として、本方針を策定します。

第1章 基本方針の概要

(1) 基本方針の目的

本町の未来を担っていく子どもたちが、質の高いきめ細やかな教育・保育を受けることができる環境を整備するため、以下の事項を重視します。

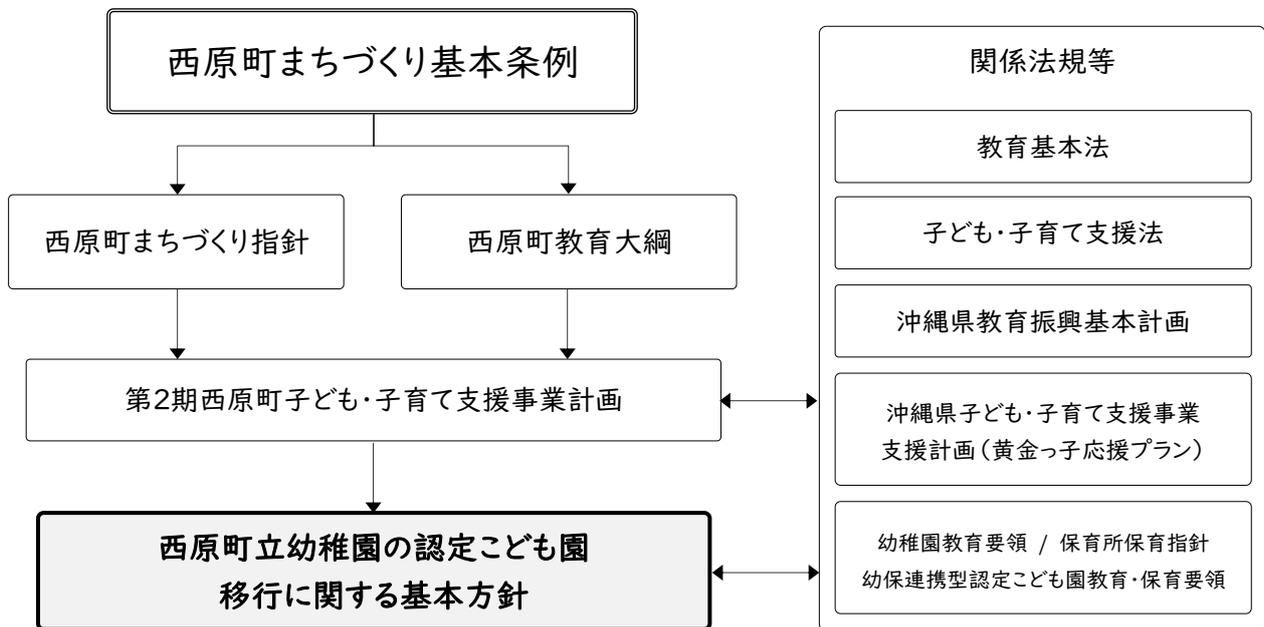
- ① 教育資源を最大限活用した3年保育の実施による幼児教育環境の充実
- ② 幼児教育・保育の無償化による3歳児から5歳児までの教育・保育ニーズへの対応
- ③ 地域の子育てニーズに対応できる支援体制の強化

これらの取り組みを推進していくため、現在の就学前教育施設である町立幼稚園を、教育・保育の機能が兼ね備えられた「認定こども園」へ移行していくことを本方針の目的とします。

(2) 基本方針の位置づけ

本方針は、教育関連法規等や上位・関連計画との整合を図りながら、「第2期西原町子ども・子育て支援事業計画」の取り組みを推進するため、幼児教育・保育の充実や認定こども園の整備について、基本的な考え方を掲げるものです。

【計画相関図】



(3) 策定体制

本方針は、西原町まちづくり基本条例の基本原則に基づき、庁内組織横断的な検討主体として設置されたチャレンジプロジェクトチーム（幼稚園現場職員含む。）において、町内の教育・保育施設等の現状や課題の整理及び認定こども園移行による効果等を調査・検討し、「西原町子ども・子育て会議」や「西原町教育委員会」による審議並びに保護者アンケートや学識者との意見交換等を踏まえ、住民意見公募（パブリックコメント・住民説明会）を経て策定しました。

第2章 教育・保育施設等の現状と課題

(1) 教育・保育施設等の配置

町内の教育・保育施設等は、町立保育所が1か所、認可保育園が11か所、小規模保育施設が2か所、事業所内保育施設が1か所、認可外保育施設が10か所、町立幼稚園が4か所、私立認定こども園が1か所の計30か所あり、その多くが台地文教地域（いわゆる上地区）に配置されています。

【施設分布図】



(2) 教育・保育施設等の状況

① 教育・保育施設等の利用状況

町内の教育・保育施設等の利用状況を見ると、1歳児から3歳児では約7割が保育施設等を利用していますが、0歳児の施設利用は3割程度に留まり、大半が家庭保育等となっています。

3歳児以上では教育ニーズの顕在化により就学前教育施設の利用増が確認できます。また、進級に伴いその利用割合は高くなっていき、5歳児では約6割が町立幼稚園を利用しています。

一方、保育施設等の利用も高い割合で継続していることから、就学前教育の時期においても保育ニーズが高いことが確認できます。

【教育・保育施設等利用状況】

単位：(上段)人・(下段)%

乳幼児数		保育施設等					教育施設 (幼稚園・認定こども園)			その他	
年齢	人数	町立	認可	地域	認可外	計	町立	私立	計	広域 入所	家庭 保育等
0歳児	295	4	71	5	11	91	0	0	0	4	200
	14.3	1.4	24.1	1.7	3.7	30.8	0.0	0.0	0.0	1.4	67.8
1歳児	325	12	176	13	18	219	0	0	0	6	100
	15.7	3.7	54.2	4.0	5.5	67.4	0.0	0.0	0.0	1.8	30.8
2歳児	335	21	197	19	21	258	0	0	0	7	70
	16.2	6.3	58.8	5.7	6.3	77.0	0.0	0.0	0.0	2.1	20.9
3歳児	360	18	208	1	46	273	0	8	8	14	65
	17.4	5.0	57.8	0.3	12.8	75.8	0.0	2.2	2.2	3.9	18.1
4歳児	347	15	206	0	26	247	57	8	65	7	28
	16.8	4.3	59.4	0.0	7.5	71.2	16.4	2.3	18.7	2.0	8.1
5歳児	403	1	112	0	13	126	233	6	239	15	23
	19.5	0.2	27.8	0.0	3.2	31.3	57.8	1.5	59.3	3.7	5.7
計	2,065	71	970	38	135	1,214	290	22	312	53	486
	100.0	3.4	47.0	1.8	6.5	58.8	14.0	1.1	15.1	2.6	23.5

資料：こども課(令和3年4月1日時点)

※ 上記人数は、「施設等利用給付認定」を受けており、かつ、町内外の施設等の利用が確認できた者のみを集計しています。

※ 上記割合は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても100とならないことがあります。

※ 「地域」は、地域型保育給付のうち、小規模保育施設及び事業所内保育施設のことを指します。

※ 「家庭保育等」の人数は、前述により、乳幼児数から施設等の利用が確認できた者を除いた人数を集計しています。

② 待機児童数

待機児童数は、平成30年度の106名をピークに減少しており改善が見られます。これは、施設整備による定員確保の効果もありますが、出生数の減少も影響していると考えられます。

一方、転入や就労・家庭環境等の変化により新たな入園希望が発生するため、年度内において待機児童合計数は増加する傾向が見られます(各年度4月と10月時点の比較による)。

平成30年度と令和3年度を比較しますと、3歳児の改善割合が最も低く、令和3年度においても19名の待機児童が発生しており、今後、合計数の増加が見込まれます。

なお、待機児童の発生については、保育士不足による定員割れが大きな要因となっています。

【保育所等利用待機児童数推移】

単位:人

対象年度	待機児童数(年齢別)						
	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成30年度	106 (200)	21 (81)	27 (37)	27 (36)	26 (39)	5 (7)	0 (0)
平成31年度	68 (113)	4 (41)	21 (25)	14 (11)	28 (34)	1 (2)	0 (0)
令和2年度	63 (82)	5 (28)	16 (15)	27 (29)	13 (10)	2 (0)	0 (0)
令和3年度	48	4	14	10	19	1	0

資料:こども課(各年度4月1日時点)

※()内は各年度10月1日時点

(3) 町立幼稚園の状況

① 在園児数の推移等(支援児及び預かり保育含む)

2年保育(4歳児・5歳児)を実施している町立幼稚園の利用状況を見ると、在園児数は遞減傾向であり、特に令和3年度の4歳児は57名と大幅に減少しています。また、使用する教室数についても横ばいが続いており、坂田幼稚園と西原幼稚園において、恒常的に空き教室が発生しています。

5歳児については、小学校就学前の教育ニーズの高まりによる利用増が見られますが、在園児全体の預かり保育利用率も約7割と高い水準で推移していることから、幼稚園に対して高い保育ニーズがあることが確認できます。

さらに、特別な支援を要する園児(以下「支援児」という。)の人数も増加が続いており、それに伴う特別支援教育支援員(以下「特別支援員」という。)の配置人数も増加しています。

【在園児数(支援児含む)及び預かり利用状況推移】

単位:人・%

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
4歳児	107	116	110	105	98	86	57
5歳児	247	264	247	259	230	234	233
在園児数計	354	380	357	364	328	320	290
利用数/教室数	13/15	14/15	13/15	13/15	13/15	13/15	13/15
預かり保育利用人数	202	243	228	261	219	220	205
預かり保育利用率	57.1	64.0	63.9	71.7	66.8	68.8	70.7
支援児数	17	20	21	27	35	33	35
特別支援員数	9	11	11	13	15	23	24

資料:こども課(各年4月1日時点)

② 職員体制(令和3年4月現在)

町立幼稚園4園の職員体制を見ると、副園長4名、クラス担任13名の計17名が正規職員として、業務支援員4名、預かり保育9名、特別支援員23名の計36名が会計年度任用職員として配置されており、各園の正規職員率は約3割と非常に低い状況となっています。

また、各職員の休憩や年休取得時に勤務する年休代替職員(会計年度任用職員)の確保も十分と

はいえ、業務支援員や特別支援員など必要人員を満たしていない園もあることから、早急に人材を確保する必要があります。

【職員配置状況】

※()内は必要人員数

単位:人

園名	正規職員		会計年度任用職員				計 (年休代替は 含まない)
	副園長	クラス担任	業務支援員	預かり保育	特別支援員	年休代替	
坂田幼稚園	1 (1)	4 (4)	1 (2)	3 (3)	7 (7)	4 (-)	16 (17)
西原幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	4 (4)		11 (11)
西原東幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	5 (6)		12 (13)
西原南幼稚園	1 (1)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	7 (7)		14 (14)
計	4 (4)	13 (13)	4 (5)	9 (9)	23 (24)	4 (-)	53 (55)
	17 (17)		36 (38)				

資料:教育総務課(令和3年4月1日時点)

(4) 町立幼稚園に対する保護者ニーズ

町立幼稚園に対する保護者ニーズについては、第2期西原町子ども・子育て支援事業計画の策定時に実施した「西原町子ども・子育て支援に関するアンケート調査(平成31年3月)」、町立幼稚園在園児の保護者に対して毎年度実施している「園経営及び保育に係るアンケート」及び本方針を検討する中で実施した「幼児教育環境に関するアンケート調査」の3つのアンケート調査の結果から把握しました。

各アンケートの集計結果によると、母親の就労意欲が高く、子育て家庭の約8割が共働きであることから、利用しやすい施設環境を求める声や子どもの教育のために教育施設を利用したいという意見・要望等が確認されました。

《アンケートにより確認された主な意見・要望等》

① 3年保育の実施

幼稚園における複数年教育及び3歳児の利用施設の選択肢の拡充を希望する意見として、現在の2年保育(4歳児・5歳児)に加え、3歳児からの受け入れ実施を希望する意見があります。

② 開園時間の延長

現在の町立幼稚園の開園時間は、延長保育を含めて8時15分から18時30分までですが、開始時間は7時00分から、終了時間は19時00分までという開園時間の延長を希望する意見があります。

③ 土曜日の預かり保育の実施

土曜日に就労している保護者も一定割合存在していることから、土曜日の預かり保育(延長保育含む。)の実施を希望する意見があります。

④ 長期休業期間の預かり保育の実施

長期休業期間の預かり保育については、約8割の保護者が実施を希望しています。現在、夏季休業期間の受け入れは実施していますが、学年末休業（3月下旬から4月上旬の春休み）期間の受け入れ実施を希望する意見があります。

⑤ 一時預かり事業の再開

保護者の急な残業や急病などで緊急に子どもの預け先を確保する必要がある場合に、在園状況に関わらず、一時的に子どもを預けることができるサービス（一時預かり事業）の再開・拡充を希望する意見があります。

このような保護者ニーズを整理すると、就学前教育施設である幼稚園の利用を希望しながらも、就労との両立や日常的・緊急的な預け先確保のための保育サービスの強化・拡充を必要としている状況が確認できます。

（5）町立幼稚園の課題と対応の方向性

町立幼稚園では、これまでも保護者からの保育ニーズに迅速に対応し、保育サービスを拡充し続けてきましたが、就労形態や家庭環境等の変化による保育ニーズの多様化や新制度の開始に伴う質の高い教育・保育環境の整備など、これまで以上に柔軟かつ専門的な対応が求められています。

また、職員の欠員による園児の安全確保の課題や人員を確保するため資格要件を緩和したことで教育・保育の専門性の低下なども懸念されていることから、安全・安心な教育環境を提供するためにも、これら要望や課題に早急に対応する必要があります。

しかしながら、本町の厳しい財政状況では、従来のように幼稚園のまま保育機能を強化・拡充していくことは困難であり、町財政のみで教育・保育環境の充実を実現することは非常に難しい状況にあるといえます。

幼稚園に対する保育機能の充実が求められる中、新制度が掲げる「幼児教育の充実」を推進するためには、就学前教育施設である幼稚園において、3歳児から5歳児までを受け入れ、連続した教育環境を提供していくことが重要であり、町立幼稚園の空き教室を利活用することで、新たな施設整備を行わずとも3歳児クラスを展開することが可能となります。

また、老朽化による園舎の建て替えや設備の更新などの予算確保も課題となる中、効率的な行財政運営の観点からも、民間活力の導入を積極的に検討し、施設等の更新や職員の集約化による業務負担の軽減など、限られた人員や予算の中で質の高い教育・保育環境の確保・確立に向けた検討を進めていく必要があります。

本町では、このような状況を踏まえ、子どもたちの健やかな成長と保護者が安心して子育てできる環境を整えるため、町立幼稚園がこれまで担ってきた機能を維持・強化し、保護者の保育ニーズにも対応することができる「認定こども園」の導入に向け、具体的な検討を進めることとしました。

第3章 認定こども園の整備に関する検討

(1) 認定こども園とは

① 施設概要

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持った、教育・保育を一体的に提供することができる施設です。保護者の就労状況に関わらず利用することができ、就学前の子どもへの教育・保育提供機能と地域における子育て支援機能を有していることから、子育て家庭の「教育と保育の両ニーズ」に対応できる施設として、県内においても広く普及が進んでいます。

② 施設類型

認定こども園の種類は、以下の4種類に区分されます。

【幼保連携型】

- <施設性質> 幼稚園と保育所の認可を持つ施設が、単一の施設として機能を果たすもの
- <設置主体> 国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
- <職員資格> 保育教諭（幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有）

【幼稚園型】

- <施設性質> 幼稚園の認可を持つ施設が、保育所としての機能を備えたもの
- <設置主体> 国、地方公共団体、学校法人
- <職員資格> 満3歳以上：保育教諭が望ましい（満3歳未満：保育士資格）

【保育所型】

- <施設性質> 保育所の認可を持つ施設が、幼稚園としての機能を備えたもの
- <設置主体> 制限なし
- <職員資格> 満3歳以上：保育教諭が望ましい（満3歳未満：保育士資格）

【地方裁量型】

- <施設性質> 幼稚園や保育所の認可を持たない施設が、認定こども園としての機能を備えたもの
- <設置主体> 制限なし
- <職員資格> 満3歳以上：保育教諭が望ましい（満3歳未満：保育士資格）

③ 運営主体

認定こども園の運営主体には、地方公共団体が直接設置・運営を行う「公立」、民間法人等が設置・運営を行う「私立」、学校法人又は社会福祉法人が地方公共団体の指定を受け、都道府県に届け出ることで設置・運営を行う「公私連携」の3種類があります。

※「公私連携認定こども園」は、町と法人が、「提供すべき教育・保育の内容に関する事項」や「地域子ども・子育て支援事業の実施」などの運営内容に関する協定を締結し、その確実な実施を担保することとされています。

④ 保育所、幼稚園、認定こども園の比較

保育所は、保護者の就労など家庭で保育ができない事情のある子どもを預かる児童福祉施設で、0歳児から5歳児までが対象の施設です。一方、幼稚園は、教育の提供を目的とした学校であり、3歳児から5歳児までを対象としています。認定こども園は、この2つの施設の良さを併せ持った新たな施設であり、教育と保育を一体的に提供します。

【教育・保育施設の比較表】

比較項目	町立保育所 認可保育園	町立幼稚園	幼保連携型認定こども園
受け入れ対象	0歳児から5歳児 (2号・3号認定)	4歳児・5歳児 (1号認定)	0歳児から5歳児 (1号・2号・3号認定)
入園開始	4月1日	4月9日	4月1日
開園時間	標準時間 7:15~18:15 短時間保育 8:15~16:15	8:15~18:30 (教育時間 8:15~14:00)	7:15~19:00 (教育時間 8:15~14:00)
預かり保育	なし	14:00~18:00 (保育認定を受けた者のみ)	あり
延長保育	あり	18:00~18:30	あり
土曜保育	あり	なし	あり
長期休業保育	あり	あり(夏季休業期間のみ 預かり保育として受け入れ)	あり
給食	毎日実施 (原則、自園調理)	週4回実施 (毎週木曜はお弁当の日)	毎日実施
利用条件	保育認定を受けた者	利用条件なし	0~2歳児は保育認定を受けた者 3~5歳児は利用条件なし
教育・保育 内容の基準	保育所保育指針	幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領

※ 本表は、標準的な情報を記載しており、詳細な利用情報等は園や認定区分によって異なることがあります。

【参考】 認定区分の違い

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性の認定	利用できる施設
1号認定	満3歳以上(3・4・5歳児)	なし	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上(3・4・5歳児)	あり (保護者の就労等)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満(0・1・2歳児)	あり (保護者の就労等)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業

(2) 認定こども園の整備に関する考え方

認定こども園を整備することで期待される効果について、以下のとおり整理します。

① 教育と保育の両ニーズへの柔軟な対応が可能

認定こども園は、幼稚園の幼児教育機能に加え、延長保育や土曜日・長期休業期間中の受け入れが可能となるなど保育機能が強化されるため、子育て家庭のニーズに十分対応することができます。また、将来的に子育て家庭のニーズが変化した場合でも、教育・保育の両機能を有していることから時代に即した柔軟な対応が可能であり、質の高い教育・保育を長期的・安定的に提供していくことができます。

② 保護者の就労状況に関わらず継続利用が可能

認定こども園は、教育と保育を一体的に提供する施設として、保護者の就労の有無に関わらず利用できるため、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、同一の施設を継続して利用することが可能です。

③ 幼児教育環境の充実

これまで町立幼稚園が行ってきた2年保育に加え、3歳児の受け入れを行うことで、幼児教育環境の充実を図ることができます。この3歳児の受け入れについては、幼稚園に対する保育ニーズにも同時に対応するため、認定こども園による取り組みを推進することで、教育・保育環境の両方の充実を図ることができます。

④ 地域型保育事業からの連携施設の確保

地域型保育事業（小規模保育施設等）は、保育ニーズの高い0歳児から2歳児までを受け入れ対象としていますが、当該施設を卒園する3歳児の受け皿の確保が必要となっています。認定こども園が3歳児の受け入れを行うことで、連携施設としての機能を確保することができ、待機児童の改善効果も期待できます。

⑤ 地域の子育て支援の取り組み強化

認定こども園は、制度上、地域の子ども・子育て支援の機能を備えることとなっており、在園児はもちろん、教育・保育施設を利用していない子育て家庭の相談支援や親子の集いの場、一時預かり事業の実施など、地域の子育て支援機能の充実を図ることができます。

⑥ 民間活力の導入可能性

現在の本町の人員体制や財政状況では、全ての町立幼稚園を公立のまま認定こども園に移行することは難しい状況ではありますが、社会福祉法人等による運営方法（公私連携）を活用することで、公私一体となって地域の子ども・子育て支援を推進することができます。

(3) 町立幼稚園の認定こども園移行に関する考え方

認定こども園の導入については、町内の教育・保育の提供環境や町立幼稚園の現状・課題を踏まえながら、導入により期待される効果や懸念される事項への対応も含めて検討を行いました。

本町の教育・保育施設に対する保護者ニーズは、待機児童の解消を求める意向が強く、町立幼稚園の在園児数が逡減している一方、保育所等の入園児数は逡増傾向で推移しています。

3年保育や土曜日・長期休業期間の預かり保育の実施、開園時間の延長、少人数学級の実施など保護者の求める保育ニーズへの対応と幼児教育環境の充実を同時に推進するためには、空き教室という町立幼稚園の教育資産を有効活用し、従来の教育機能を維持しながら、保育機能も兼ね備えた幼保連携型の認定こども園を導入することが最も効果的であると整理しました。

また、法人運営による公私連携認定こども園（以下、「公私連携園」という。）を導入することで、残る公立園に人員や予算を集中的に投入し、ゆとりある環境の中で教育・保育を提供することが可能となります。さらに、職員集約化により、現在約3割しかない正規職員率を改善し、園全体の教育・保育の専門性を高める効果も期待できます。

これらの効果等を踏まえて町立幼稚園のあり方を整理すると、保護者ニーズに対し教育・保育の両機能から効率的に対応でき、町立幼稚園の課題の早期解決を図ることができる「幼保連携型認定こども園」へ移行していくことを基本的な考え方として推進していくこととします。

なお、町立幼稚園の幼保連携型認定こども園移行にあたっては、全ての園において以下の視点を踏まえながら、次章において基本方針を定めます。

① 「教育の質」の確保・向上

これまで町立幼稚園が担ってきた教育的役割や教育内容について、その方針や小学校と隣接した強みを活かした教育的効果の継続性を確保します。また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の実践による教育・保育の質の確保・向上及びそれらを遵守徹底させるための実効的な指導体制の構築を目指します。

② 適正な人員体制の確保

幼保連携型認定こども園への移行により、3年保育や開園時間の延長、土曜日・長期休業期間の預かり保育等を実施する場合、安全で安心できる充実した人員体制の確保に加え、幼保連携型認定こども園や認可保育所等の施設設置基準において定められている「正規職員率6割以上」の適正配置を目指します。

③ 子どもたちへの影響に対する配慮

3歳児の受け入れや開園時間の延長、公私連携園の導入などで、子どもたちの過ごし方や園の雰囲気もこれまでの環境とは異なってきます。そのため、町立幼稚園が培ってきた教育内容の継承や保護者、地域、小学校との関わり方等について、引継保育や支援体制を充実させ丁寧に対応

するなど、子どもたちへの影響に十分配慮しながら取り組みます。

④ 新たな取組に向けた準備

公立園に関しては、3年保育の実施に向け、子どもたちの成育や安全面に配慮した環境構築を踏まえた教育課程の編成等の研究が必要となります。また、地域の子育て支援の拠点機能を担うことから、支援制度に関する知識や経験の蓄積など、移行に伴い拡充される機能の実践体制を確立するための準備期間を十分確保する必要があります。

第4章 基本方針

(1) 基本方針

「子どもの最善の利益」を最優先に考え、全ての人が安心して子育てできる環境を整えるためには、子育て家庭からのニーズを的確に捉え、現行の教育・保育施設の利用動向を踏まえながら、最も効果的な取り組みを展開することが重要です。

共働き世帯の割合や母親の就労意欲が高い本町の子育て家庭環境においては、教育・保育施設の利用意向は多く、その量的拡充はもちろん、提供される教育・保育の質の確保・向上についても重点的に取り組む必要があります。

また、限られた人員や予算の中で教育・保育の質を高め推進していくためには、民間活力や既存の遊休資産を積極的に活用し、行財政効果の最大化に努めなければなりません。

このような教育・保育環境の変化を総合的に勘案した結果、本町では、全ての子どもが安心して教育・保育を受けられる環境を町内全域に平等に提供するため、全ての町立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育の両ニーズに対応できる施設を増やすことで、幼児教育・保育環境の充実を図ることとします。

(2) 具体的な整備、運営等に関する方針

① 町立幼稚園全園を幼保連携型認定こども園へ移行

子育て家庭の教育・保育の両ニーズへの対応と町立幼稚園が直面している課題の早期解決を図るため、また、施設利用に地域差が生じることがないように、4つの町立幼稚園全園を幼保連携型認定こども園へ移行し、教育・保育の両環境の強化を図ります。

② 民間活力の活用と公立園の体制強化

設置主体については、社会福祉法人等の民間活力を最大限取り入れながら、公私一体となって質の高い教育・保育環境の提供を図ります。なお、職員集約効果を最大化し、公立園において十分な職員体制を確保するため、公私連携園を3園、公立園を1園とすることを基本としますが、移行評価や住民ニーズ等、今後の状況を勘案し、運営のあり方を検討します。

③ 公立園の質の向上と拠点機能の強化

公立園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づく質の高い教育・保育の実践を徹底し、これまで担ってきた「公立」としての拠点機能の維持・強化を図ります。

なお、拠点機能としては、幼児教育アドバイザー（仮称）をはじめ、関係部署との連携により研修機能を充実させ、町全体の教育・保育の質の向上を図るための助言・相談・支援に取り組むとともに、公私連携園において受け入れが困難となる特別な支援を要する園児の受け皿となるなど、全ての子どもたちにとって拠点になれる園を目指します。

④ 「坂田幼稚園」を公私連携園として先行して移行

職員の集約効果が創出されることで、公立園の担うべき役割・機能を強化していくことが可能となるため、公私連携園への移行を先行実施することとします。なお、対象園については、校区人口が多く、既存の空き教室を活用することで増改築なく3歳児クラスの実施が可能で、地域型保育事業（小規模保育施設等）の連携施設を確保する必要があることから、「坂田幼稚園」を先行して公私連携幼保連携型認定こども園に移行することとします。

⑤ 移行効果を検証しながら「西原南幼稚園」を公私連携園に移行

坂田幼稚園の移行に関する保護者や関係者からの評価や効果検証等を踏まえながら、「西原南幼稚園」を公私連携幼保連携型認定こども園に移行する手続きを進めていきます。

なお、老朽化が激しい「西原東幼稚園」については、隣接する西原東小学校の整備方針と整合を図りながら、対応方針を検討していきます。

⑥ 「西原幼稚園」を公立園として移行

前述の公私連携園の移行状況を踏まえ、職員集約効果による人員体制と研修機能の強化を図り、町内教育・保育施設等に対する「質の高い教育・保育」の実践モデル園として「西原幼稚園」を公立幼保連携型認定こども園に移行することとします。

（3）移行に関するその他の方針

① 3年保育

3年保育の実施により、子どもたちの発達や学びの連続性を保障し、長期的な見通しに基づく教育・保育の提供による人格形成において重要な時期となる「幼児期」の教育環境の充実と3歳児の待機児童の改善を図ります。

なお、保護者や地域のニーズ、施設規模等を考慮しながら、基本的には全ての園で受け入れを実施します。

② 延長保育や土曜日・長期休業期間の預かり保育

2号認定の子どもについては、原則、早朝からの受け入れや延長保育、土曜日・長期休業期間（夏休みや春休み期間）の預かり保育を実施します。

1号認定の子どもについては、必要に応じて預かり保育を実施します。

- 認定こども園を利用する際は、原則、「教育・保育認定」を受ける必要があり、認定区分によって、利用できるサービス内容や利用時間等が異なります。（P10参照）
- 「1号認定」は、原則、教育標準時間（4時間）の利用となりますが、必要に応じて一時預かり保育や延長保育等を利用することができます（利用のためには、別途「施設等利用給付認定」を受ける必要があります）。
- 「2号認定」は、「保育が必要な事由」に該当する認定であり、保育の必要量に応じて標準保育時間（11時間）又は短時間保育時間（8時間）の利用となり、必要に応じて延長保育等を利用することができます。

③ 少人数学級編成及び特別支援教育

認定こども園では、園児一人ひとりの教育・保育ニーズを把握しながら、個別丁寧な支援環境の提供を目指すため、各学級の園児数及び職員配置基準を、4歳児・5歳児クラスでは概ね30対1、3歳児クラスでは概ね15対1とすることを基本とします。

特に、特別な支援を要する園児に対しては、集団生活の中で特性に応じた発達や学びを促す特別支援教育を実践します。

なお、各学級の園児数については、入園申込み状況等を勘案しながら柔軟に対応します。

④ 給食の提供

給食については、同一の食事を分かち合う「学校給食」の教育的意義や食育の重要性を鑑み、全ての園で国や県等が定めた各種基準に基づく衛生管理・栄養管理等を徹底したうえで、安全・安心な給食の提供を行います。

なお、供給方法（外部搬入・自園調理等）については、園ごとの対応となりますが、公立園では、西原町学校給食共同調理場からの提供も含めて検討し、対応します。

⑤ 校区（園区）の取り扱い

移行した認定こども園では、「地域の子どもを地域の学校へ」という考えのもと、小学校への円滑な接続を見据えて、各園に隣接する各小学校区の子どもを優先的に受け入れることを基本とします。

なお、入園募集の結果、定員を下回る場合は、校区外の子どもの受け入れも行います。

（この場合、隣接する小学校への就学を保障するものではありません。）

⑥ 専任園長の配置

現在の町立幼稚園園長は、隣接する町立小学校校長が兼務していますが、移行した認定こども園では、専任の園長を配置することとします。

新たな園の管理者として、園運営に集中するとともに、これまで通りの幼小連携関係を継続できる連絡体制を構築します。

⑦ 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の実践

公私連携園の導入により、各園でオリジナリティある教育・保育が提供され、保護者の選択肢も広がりますが、いずれの園においても、「幼児期の教育」の根幹を成す「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基本とした質の高い教育・保育を受けることができる環境の整備を目指します。

(4) 移行スケジュール

認定こども園への移行は、保護者ニーズへの対応と町立幼稚園の課題の早期解決を期待しつつも、移行に伴う影響等についても慎重に評価・検証等を行いながら取り組みを進める必要があることから、順次の移行を基本とします。

【移行スケジュール案】

対象園	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
坂田幼稚園	移行準備 (法人選定)	移行準備 (引継保育等)	【移行】 公私連携園		
西原幼稚園		移行準備 (勉強会等)	移行準備 (勉強会等)	移行準備 (条例整備等)	【移行】 公立園
西原南幼稚園		移行準備 (法人選定)	移行準備 (引継保育等)	【移行】 公私連携園	
西原東幼稚園	西原東小学校の整備方針と整合を図りながら検討				

※ 法人選定の進捗や保護者ニーズの変化など、状況によって公立園や公私連携園の数、各園の移行時期について、変更となる可能性があります。

第5章 基本方針の推進体制

(1) 保護者等への取組周知

本方針を進めるにあたっては、今後、町立幼稚園への入園を希望する保護者に対し、移行計画を周知するとともに、公私連携園や公立園などの違いを含めた認定こども園制度の説明、適時の住民説明会の開催など、取り組み状況の周知・広報や情報発信に努めます。

また、公私連携園の運営法人選定後は、園の運営方針や町立幼稚園との変更点に関する保護者説明会などを開催します。

(2) 教育・保育の質の確保

認定こども園では、保育者が「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を十分理解し、実際に現場で実践することにより質の高い教育・保育が提供されることとなります。

そのため、公私連携園に対しては、当該要領を理解した適切な人材の配置に加え、園の運営に関する協定手続きの中でその確実な実践を義務付けていきます。

公立園においては、職員集約による職場環境の改善を図ったうえで、研修等に積極的に参加又は開催し、幼児教育、保育、特別支援教育等の知見を深めていきます。

さらに、それらを理解した職員が「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」をより高い次元で実践することで、町内教育・保育施設等へ還元・波及させる拠点的作用を担うなど、公が主体となって教育・保育の質の確保・向上に努めます。

(3) 保幼小の連携体制の強化

教育・保育施設等では、全ての子どもたちが円滑に小学校へ接続できるよう様々な工夫や連携を行っており、その中でも町立幼稚園は公的機関として長年、中核的な役割を果たしてきました。

町立幼稚園が認定こども園へ移行をしても、小学校に隣接している強みを活かし、行事等の共催や学校施設の供用など、教育委員会の協力を得ながら、従来の幼稚園と小学校との連携機能を踏襲しながら、全ての関係機関がつながりを持って幼児教育・保育の充実に取り組めるような環境づくりを推進していきます。

特に、専任園長が配置されることで連携関係が弱体化することがないように、保護者、認定こども園、小学校による連絡会を設置するなど、これまで以上に綿密な体制が構築できるよう、地域ごとにその手法を検討します。

さらに、町内教育・保育施設の連携についても、施設同士が情報共有できる組織の設置を検討するなど、全ての園と行政がつながりながら、その体制の維持・強化に取り組めます。

(4) 幼児教育アドバイザー（仮称）の配置

公立園において集約された職員の中から、教育・保育施設等との連携役となる幼児教育アドバイザー（仮称）を所管課内に配置します。

当該アドバイザーを中心に、教育・保育施設等に対する指導・助言・巡回相談等や研修・勉強会等の実施体制を整えていくことで、町全体の教育・保育の質の維持・向上を図っていきます。

また、有機的な情報の収集・発信・共有の役割を担いながら、各種関係団体とも積極的に関わることで、町内の教育・保育現場の課題抽出や効果的な取り組みを展開することができるよう支援体制の強化も図ります。

(5) 施設・設備等の管理

移行する認定こども園では、基本的に現在の町立幼稚園の園舎等を活用して教育・保育の提供を行いますが、修繕や機能改良など、良好で適切な施設等管理に努めます。

公私連携園に対しては、国や県などの補助金制度等を案内しながら、園環境の整備促進を図ります。

公立園については、集約により効率的な財政投入が可能となることから、必要に応じて適切な対応を行います。

(6) 保育教諭等の確保施策の推進

質の高い教育・保育を提供するためには、施設整備だけではなく、そこで働く「保育教諭」の確保や資質向上に関する取組を充実させることも重要です。

現在、本町において実施している支援制度の継続や規模拡充、養成機関との連携強化による人材の育成・確保・就労定着など支援策の充実について検討していきます。

また、移行する認定こども園では、保育者を目指す学生等に対する園見学や保育実習等の積極的な受け入れによる魅力発信や、保育者にとって「働き続けたい園」、保護者にとっても「通わせ続けたい園」となるよう、より良い園づくりに努めていきます。

さらに、国や県などが多角的に行っている各種支援施策や新制度における待遇改善措置などの取組について、周知を強化するとともに、現在、町立幼稚園で勤務している会計年度任用職員については、移行する公私連携園に対して、正規職員としての雇い入れを働きかけるなど、最大限の就労支援を行います。

(7) 基本方針の見直し

本方針は、取り組みの進捗に合わせた適時の評価・検証等を踏まえ、子ども・子育てを取り巻く環境や保護者ニーズの変化など、将来の町民ニーズ等に対し的確に対応するため、必要に応じて適宜内容の見直しを行います。